

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例

(平成 24 年 7 月 6 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行)

目 的

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、避難路沿いの建築物等の所有者等の責務及び避難路沿いの建築物等の制限を定めることにより、避難の際の安全性の向上を図り、もって県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする。

【制度の概要】

主に津波浸水想定地域内において制限

避難路沿いの建築物等にかかる努力義務

避難路沿いの建築物等の所有者等は、当該建築物等について津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないよう耐震診断及び耐震改修等を行うとともに、適切に維持保全をするよう努めなければならない。

※避難路：市町村地域防災計画に位置づけられた避難路



避難路のうち特に重要なものについては、市町村の提案を受けて特定避難路として県が指定

特定避難路沿いの建築物等にかかる制限及び措置

制 限

特定避難路沿いにおける建築物等は、地震による倒壊により津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないものとして定めた基準に適合するものでなければならない。

※基準：耐震診断により、倒壊の危険性が低いと判断される耐震性能を有していること。

(木造 $I_w \geq 1.0$ 、木造以外 $I_s \geq 0.6$)

※重要文化財等及びこの制度の施行以前から基準に適合していないものは適用除外。

措 置

- 上記基準に違反した建築物等の所有者等には、耐震改修等の措置をとることを勧告・命令することができる。
- この制度の施行以前から基準に適合していない建築物等であっても特定避難路における円滑な避難に著しく支障を生ずるおそれがあると認める場合には、所有者等に対し、耐震改修等の措置をとることを勧告・命令することができる。
- 勧告、命令に従わない場合は公表することができる。
- 命令に従わない場合で、著しく公益に反すると認められる場合は行政代執行の対象となり得る。

※ 勧告、命令又は特定避難路の指定をする場合は、関係市町村長の意見及び有識者で構成する審議会の意見を聴かなければならない。